

おしらせHOTコーナー

労働力調査

総務省統計局では、県を通じて、毎月「労働力調査」を実施しています。

この調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用失業対策などの企画・立案をするうえで重要な指標として利用されます。

調査の対象となった世帯には統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

問企画経営課 ☎②33

家屋調査

家屋を新築または増改築された場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による

「家屋調査」を実施しています。調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備など)を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

問資産税課 ☎④412

ガーデンコミュニティ制度登録者

ガーデンコミュニティ制度とは、農地所有者や市民の協働により農地を生かした緑豊かなまちづくりの推進を図るものです。

市では、農地の耕作、管理などの協力を希望する方と、農地管理に協力する農園サポーターを募集しています。

なお、登録後、農地所有者と農園サポーターが「ガーデンコミュニティ制度に関する協定」を締結すると、農地所有者に対して助成制度があります。

問都市農業課 ☎④299



八潮らしい街並み景観形成支援補助制度を活用した住宅の一般公開

地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく住宅の新築工事を行う方を対象に、費用の一部を補助しています。

本制度を活用した住宅の建物外観および敷地外構を一般公開します。

日8月20日(金)～22日(日)

※場所など、詳しくは都市計画

課へお問い合わせください。
問都市計画課 ☎④346

国道4号東埼玉道路(八潮～松伏)の測量、地質調査

東埼玉道路は、東京外環道から国道16号までの延長17.6キロメートルの道路です。

自動車専用部と一般部が併設する構造で、これまで一般部の整備を先行して進めており、令和2年度から自動車専用部の事業に着手しました。

今年度は、現地で測量と地質調査を行います。

問国土交通省北首都国道事務所 計画課 ☎941-6002

マンションの住まいトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)

マンション管理士による、住まいに関するトラブル、管理についての無料相談を行います。

日8月19日(木) 午後6時～8時

場八潮メセナアネックス多目的ホールC

申電話で(一社)埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ

介護保険制度改正のお知らせ

8月から、介護給付の制度が変わりました。

問長寿介護課 ☎④443

●特定入所者介護サービス費(介護保険負担限度額認定)

施設または短期入所(ショートステイ)を利用する方の居住費・食費について、低所得で預貯金額が一定額以下の場合に負担が軽減されます。

改正内容

- (1)利用者負担の段階が細分化されます。
- (2)支給要件の預貯金などの基準額が引き下げられます。
- (3)食費の負担限度額が一部引き上げられます。

●高額介護サービス費

介護サービスの利用者負担が高額になり、一定の上限額を超えた場合に支給されます。

改正内容

65歳以上の方で、一定額以上の所得のある方が世帯にいる場合、毎月の負担上限額が44,400円から次のとおり引き上げられます。

課税所得3,800,000円～6,900,000円未満:負担上限額93,000円(世帯)

課税所得6,900,000円以上:負担上限額140,100円(世帯)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

住宅用火災警報器の点検

住宅用火災警報器は、家族や地域に一番はやく火災発生を知らせてくれるものです。火災のときにきちんと作動するよう、手入れや点検を定期的に行いましょう。

問草加八潮消防局予防課 ☎996-0660

作動点検のポイント

- ・警報音がきちんと鳴るかどうか、確認する。
- ・定期的に点検する時期を決めておく。
- ・実際の警報音を家族で確認する。

交換時期

・ガス警報器の交換時期は5年。乾電池を交換するタイプは設置した時期からおおむね10年経ったら本体の交換を行ってください。

障がいのある方に対する経済的支援

市では、障がいのある方を対象に、障がい者手帳の等級などの支給要件を満たす方に対して次の手当を支給しています。

なお、手当を受けるためには申請が必要です(②③を現在受給している方は現況届の提出が必要です。対象の方には案内を送付しています)。

問障がい福祉課 ☎④453

①在宅重度心身障がい者手当

対身体障害者手帳1、2級、療育手帳(A)、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障がい者手当、障がい児福祉手当などを受けていない方

※施設入所中の方を除く。

内年2回月額5,000円を支給(障がい者手帳の新規取得または等級変更の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給)

※対象者が住民税課税の場合は支給停止になります。

②特別障がい者手当

対20歳以上で身体または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態の方

※施設入所中の方および3カ月を超えて継続して入院中の方を除く。

内年4回月額27,350円を支給(所得制限あり)

③障がい児福祉手当

対20歳未満で、日常生活で特に制限のある方(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳(A)、常時介護を要する精神障がい者など)

※施設入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方を除く。

内年4回月額14,880円を支給(所得制限あり)